第

767

묵



1994年 月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 2月18日 火曜日

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

発行所

## △ 法人が定期保険金を受け取った場合

Q:定期保険の被保険者である従業員が死亡したことにより、契約者たる当社がその死亡保険金を受け取りました。税務上の処理を教えてください。

▲ : 雑収入として益金に算入しなければなりません。

## 【解説】

法人が、自己を契約者で保険金受取人とし、 役員や使用人を被保険者とする一般の定期保 険に加入していて、被保険者が死亡したこと により、その死亡保険金を受け取ったときに は、次により益金に算入することとされてい ます。

(1)保険料を月払い又は年払いしているとき (借)現金及び預金 ×× (貸)雑収入 ×× (2)保険料を一時払いしているとき

(借) 現金及び預金 ×× (貸) 前払金 ×× 雑収入 ××

この益金に算入する時期は、保険会社から 支払通知を受けた日にその支払が確定します から、その支払通知を受けた日の属する事業 年度で収益計上するのが一応相当と考えられ ます。

また、法人がその受け取った保険金を従業 員の遺族に死亡退職金や弔慰金として支払う 場合には、その支払う金額がけた外れな金額 でない限り損金に算入されます。

ただし、役員に対して支払う死亡退職金については基準がきびしく、過大と認められる部分があるようですと、その部分の金額は損金に算入されませんので注意してください。







